

令和5年度 摂津市男女共同参画審議会 要点録

日 時：令和6年2月5日（月）午後1時～午後3時

場 所：摂津市役所本館2階203会議室

出席者：会長、副会長、他委員6名（計8名）

事務局：由井課長・三村

案件1 第4期摂津市男女共同参画審議会進捗状況報告

案件2 その他

【閉会】

案件1 事務局：第4期摂津市男女共同参画計画について説明

○ 第4期摂津市男女共同参画計画進捗状況に関して、以下の内容を軸に説明

- ・ 味生小学校でのLGBT当事者による特別授業の実施
- ・ 令和8年度管理的地位に占める女性職員の割合目標達成に向けて、研究テーマを「女性職員の昇任意欲が高まる働きやすい組織変革」として第12期女性政策推進研究会を発足
- ・ 女性人材登録制度の活用状況
- ・ 「職場等におけるハラスメント防止指針」にLGBTQやSOGIに対するハラスメントを記載
- ・ ジェンダー平等社会実現の政策としての生理用品無料配布
- ・ デートDV出前講座、デートDV予防啓発ユースリーダー養成講座の実施状況

会 長：質問、意見等ありませんか。

会 長：生理用品の無料配布は貧困対策として行っているということの理解でいいのか？

事務局：貧困対策としてではなく、計画の男女共同参画の意識形成と男女平等教育の推進にあたると思う。生理用品が女性だけの経済的負担でもあり、ジェンダーでの視点において生理用品の無料配布を行っている。

委 員：困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、困難女性支援法）についてどうなっているか。

事務局：大阪府の計画が具体的に発表されていないため、困難女性支援法の取り組みとして新しくお答えできるものは現状ない。大阪府が計画を出した際には、摂津市として男女共同参画計画を包含したものを作成していく必要はある。男女共同参画センターにおけるワンストップサービスや市内中学校におけるデートDV講座の取り組みがその一つに当たると考えている。

委員：LGBTの施策に関してはどのようなものがあるのか。

事務局：市内小学校においてLGBT当事者の方の特別授業が行われた。また、当該の特別授業について「子どもはまだ純粋無垢なのになぜLGBTのことを教えるのか」といったご意見もあり、様々な意見を受け、これからも啓蒙活動は必要だと考える。

委員：LGBT理解増進法についてはどのように考えているか。

事務局：LGBTに関して、「トイレ問題（性的マイノリティになりすましてトイレを利用する人がいるのではないか）」ということが取り上げられているが、なりすましとなった時点でLGBT当事者の問題ではなく、犯罪の問題であるため別の問題であると考え。パートナーシップ制度について、現時点ではパートナーシップ制度と法律においては矛盾が生じるため、法整備が先であると考えている。また、パートナーシップ制度を実施している大阪府に対して、市民が大阪府に申請に行かずとも、パスポートのように市を経由することで府のパートナーシップ制度の手続きを行えるように要望し続けたいと考える。

委員：進捗状況報告書に教職員人事異動にて女性管理職が増加・割合が増加したという内容があったが、本当に増加しているのか。目標値と意識の乖離があるという話であったが、管理職を目指せる環境が整っていないにもかかわらず、数字だけで達成した・達成できていないということは違うのではないか。

事務局：今年度職員アンケート調査にて、係長級への昇任希望に関する質問について「希望有」と回答した職員が、男性63%、女性24%と大きな差異があった。課長級への昇任希望に関しては20%ほどに数値が下がる。課長級に昇任したくない理由としては「ワークライフバランスを大事にしたい」という内容が多く、女性が昇任したくない理由としては「自分には自信がない」という内容が多い。また、女性に関しては子育ての時期と管理職へのチャレンジの年齢が重なっていることが管理職を希望しない理由として明らかになった。女性の管理職登用の問題に関しては、役所全体のワークライフバランスの問題であること、組織として数字だけではなく管理職にチャレンジできる職場環境について考えなければならない。また、現在は新規採用においても女性職員が増えているが、家庭と仕事のバランスをどのようにとってきたのか等、見通しを持てる様、職員間の交流が必要である。

委員：自分の所属でも、子育てネットやメーリングリストを作って、出産の際の業務の引継ぎの工夫等意見を交換するような場を作り、情報交換を行っている。広報誌で女性管理者にインタビューを行っているものがあり、管理職になったことで得たものや家庭の工夫等話を聞いている。意識してそういう場を設けないとロールモデルが見えない。一人のみのロールモデルだとその人が強いだけという話になってしまうため、様々な人からの話を共有することが重要である。

事務局：今年度、女性政策研究会が立ち上がった。各部からの推薦と公募からの職員で構成されており、今後、研究を行い、女性政策推進本部に研究結果を提案していく予定である。

委員：管理職の昇任試験に関して、引き上げ制度というものはないのか。

事務局：課長代理級に関しては推薦制度がある。

委員：その承認制度の仕組みにも改善の余地があるのではないか。女性の管理職の比率を上げるために、強引に女性の管理職を増やすという方法も模索すべきではないか。

委員：要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）の関係で面前 DV のことが書かれているが、役所内での横のつながりはどのようになっているか。

事務局：現在は毎月の要対協の新規受理会議、月に 1 回の全件モニタリングの会議に関係機関が各々の役割で会議に参加して議論を行っている。各々、関係機関の役割が明確になってきたと感じている。また、事案によってはケース会議を行っている。さらに、ヤングケアラーの部会も立ち上がった。

委員：ネグレクトに関しても、SSW（スクールソーシャルワーカー）と家庭児童相談課が間に入ることで、漏れなく引き継げるようになったことはよかったと思う。

事務局：女性相談事業について、プライバシーの観点から女性相談室の防音工事を実施する。

委員：デート DV 出前授業で性教育を盛り込んだとあるが、デート DV はコミュニケーション間の問題であるため、保健師さん等に授業に入ってもらい、医療的な内容を盛り込んだ授業を行えばよいのでは。

事務局：文科省の見解もあり、学校では性のことを教えることは難しい。出産育児課と性教育の必要性については、意見が一致している。次年度にはなるが、4月に市内大学での新入学生に向けてオリエンテーションの場で、ストーカー被害についても講演依頼を受けている。

委員：男女共同参画センターでの研修・講座をもっと若年層にも受講してもらいたい。研修・講座の内容を本当に伝えたい人に受講してもらえる様、集客・広報の検討をしてほしい。

事務局：保健関係の講座については、市の保健福祉課と連携を行い、講座受講者にマイレージポイントの付与を行っている。集客方法について工夫を検討したい。女性相談事業のカウンセリングについては、今年度より 10 回を目途に行うと改めた。相談者が見通しを持てる様、また新たな相談者がカウンセリングを受けることが出来る様に、10 回を一区切りとして改めた。

委員：LINE 相談は実施しているか。

事務局：実施していない。電話でのやり取りであれば、状況・様子の把握が一定可能ではあるが、LINE は文字間のみでのやり取りになるため、相談者の状況がわかりづら

い部分がある。また、LINE 相談はなりすましの問題もあるため実施していない。

委員長：ほかに、ご質問等はありませんか。

（「なし」）

委員長：案件 2 その他はなにかありますか。

事務局：事務局からは特になし。

委員：（「なし」）

委員長：本日の案件はすべて終了いたしました。以上で令和 5 年度男女共同参画審議会を閉会いたします。

【閉会】